

1. 公正証書等による債務名義の作成（補助額上限 3 万円）

補助内容

養育費の取決めに係る債務名義（公正証書〔強制執行認諾約款付き〕、調停調書、審判書等）の作成・取得に要する費用を補助します。

対象経費

- 公証人手数料令に定める公証人手数料
- 家庭裁判所の調停申立て、裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等の添付書類の取得に要する費用及び連絡用の郵便切手代並びに対象者が負担した強制執行に係る送達費用等、対象者が負担した費用

対象者（以下すべてに該当）

- 養育費の取決めに係る公正証書等を有している者
- 養育費の対象となる子を現に扶養している者
- 養育費の取決めに係る経費を負担した者
- 市内に住所を有し、現に居住している者
- 市税の滞納がない者

申請書に添付する書類

- 対象経費に係る領収書等
- 養育費の取決めに係る文書の正本（公正証書〔強制執行認諾約款付き〕／調停調書／審判書）
- その他市長が必要と認める書類

基準日

- 債務名義を取得したとき
-